

[事案 23-257] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 10 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換に際し、募集人より虚偽の説明があったなどとして、転換の取消、転換後契約の自動振替貸付の取消、転換前契約の払済保険への遡及変更を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 9 月に、平成 9 年加入の終身保険から終身保険（医療保障の充実）へ転換したが、下記の理由から、本件転換を取消し、転換前契約への復旧などを求める。

- (1) 転換前契約について、特約変更のみを希望したが、募集人が特約変更のみの取扱いができないと虚偽の説明をしたため、仕方なく本件転換を行った（主張①）。
- (2) 募集人に対し、慢性甲状腺炎と精神疾患があることを告げたのに、告知書への記入を妨害された（主張②）。
- (3) クーリング・オフについて説明を受けておらず、契約のしおりは、契約成立後に交付された（主張③）。
- (4) 転換の方式について説明を受けていない（主張④）。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、提案書にもとづいて転換前後の保障内容を十分に説明し、申込時にご契約のしおりを交付している。
- (2) 申立人は、本件契約転換の内容を理解したうえで、申込書に自署捺印している。
- (3) 募集人が、特約変更のみの取り扱いができないと説明したことおよび告知書への記入を妨害したことの事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 主張①について

これは不実告知による契約取消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）または錯誤による契約無効（民法 95 条本文）の主張と解される。

申立人が募集人に対し、特約変更のみを希望する旨を伝えたかについては、申立人と募集人の言い分は全く異なり、真偽は不明なので、募集人が虚偽の説明をしたと認定することはできず、不実告知による取消しは認められない。

また、申立人の主張する錯誤は、特約変更のみができるのであれば、本件転換は行わなかったとするものだが、申立人に錯誤が認められたとしても、民法 95 条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」に該当する必要がある。保険商品の選択は、保障内容や保険

料の違いから、契約者によって相当幅があるといえるので、通常人が、特約変更ができることを認識していれば本件転換を行わなかったとまでは認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

(2) 主張②について

募集人が告知書への記入を妨害した事実の有無につき、事情聴取における申立人と募集人の言い分は全く異なり、真偽は不明で、申立人の主張事実を認定することはできない。仮に申立人の主張する事実が認められたとしても、保険会社が告知義務違反で契約を解除した場合において、解除を取消す理由とはなっても、本件転換を取消す理由とはならない。

(3) 主張③について

仮にクーリングオフの説明がなく、また、契約のしおりの交付時期が本件転換後であったとしても、そのことにより、本件転換を取消すことができるわけではないので、申立人の主張は認められない。

(4) 主張④について

これは転換の方式について認識していれば、本件転換の方式による転換は行わなかったとして、錯誤による契約無効（民法 95 条本文）を主張するものと解される。

錯誤無効の主張が認められるためには、申立人の錯誤が要素の錯誤に該当する必要がある。主張①と同様、保険契約は保障に重点を置くものであり、契約者にとって最大の関心事は保障内容といえ、通常人において、他の転換の方式を認識していれば本件転換を行わなかったとまでは認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

【参考】

消費者契約法 第 4 条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1 項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取消することができる。

1 号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

民法第 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。